

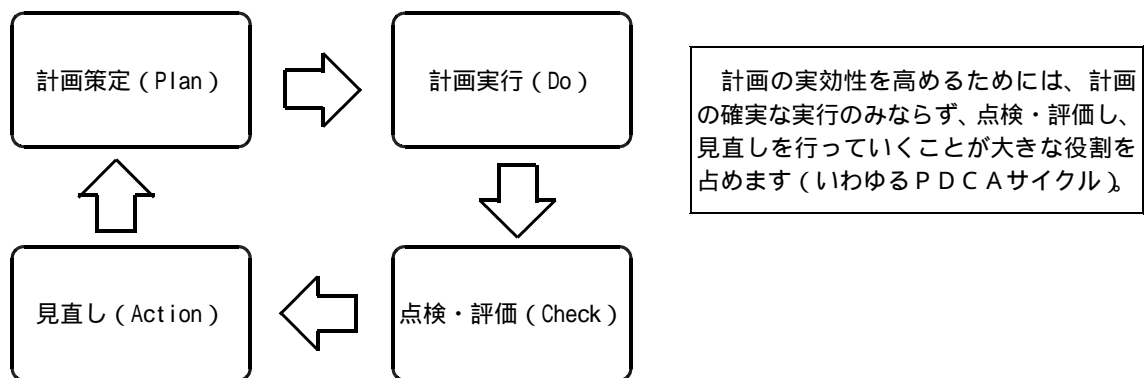
第6章 計画の推進

第1節 推進体制

本計画の推進にあたっては、下の図に示したように「計画策定（Plan）」、「計画実行（Do）」、「点検（Check）」、「見直し（Action）」の一連の作業を確実にを行います。

計画の実効性を確保するためには、計画を策定し、実行するだけでなく、実施状況を点検し、見直すことも大きな役割を占めることとなります。本計画の実施にあたっては、計画の実施状況について、点検と見直しを適切に行うことによって、環境の継続的な改善を図ります。

従って、これらが確実に行われる体制づくりを進めていきます。



環境基本計画が対象とする分野はきわめて広く、多くの組織や主体との連携・協力が必要となります。そのため、望ましい環境像の実現に向け、総合的、計画的な施策や環境配慮の取組を進めていくための計画の推進体制を整備します。

第1項 庁内体制

本計画の各種施策を具体化し、総合的かつ計画的に推進するため、行政内部の横断的組織として計画策定時に立ち上げた「上里町環境基本計画策定委員会」、「上里町環境基本計画策定検討委員会」を基本とし、環境施策に関する庁内組織としての（仮称）環境推進会議を設立し、行政の一体的な環境施策を推進します。

第2項 国や県、関係機関、関係自治体との連携・協力

河川の問題や廃棄物処理など広域的な取組が必要な場合は、国や県、関係機関、関係自治体と連携・協力しながら、広域的な視点で取り組んでいきます。

第3項 町民、事業者のみなさんとの連携・協力

本計画における望ましい環境像の実現には、町民・事業者・行政が、協働して、それぞれの責務と役割を果たすことが重要です。町民・事業者・行政が連携・協力を図ることのできる場や機会を創出し、各主体の参画による取組を展開します。

第2節 進行管理

計画の実効性を高めるため、計画の進捗状況について、定期的な点検・評価による進行管理を行い、これを公表し、町民や事業者のみなさんと情報を共有することが重要です。

第1項 計画の進行

計画の進捗状況を図るものとして、施策の展開方向ごとに設定された指標値について現状を点検し、施策の効果について把握します。

第2項 進行管理

町の環境の状況及び施策の進行状況を示した「年次報告書（環境白書）」を作成し、公表します。

第3項 基本計画の見直し

本計画は、平成27年度までの13年間を計画期間とし、上里町総合振興計画の見直しにあわせ、概ね5年毎に見直しを行います。また、環境問題を取り巻く社会情勢や環境関連技術の動向、町民の意識の変化などにも留意し、必要に応じて計画の見直しを行います。